

全国司法書士女性会FAX通信127号 (2005年12月号)

発行責任者 会 長 長谷川 歌子
事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7
滝川あおい司法書士事務所
tel 0729-81-5281 fax 0729-87-3460
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp

商業法人登記業務の行政書士への開放問題について

規制改革・民間開放推進会議が、標記問題について、日司連に意見照会を行ったことを受けて、全国司法書士女性会も、規制改革・民間開放推進会議に対し、意見書を提出したことは、お伝えしたとおりです。11月30日、この問題に対する対応を行うため、日司連ホールにおいて、全国会長会が開催され、司法書士制度推進議員連盟の塩崎恭久事務局長が自民党・国会内部の状況について、説明を行いました。

予断を許さない状況のため、全国司法書士女性会としても、当日4名の役員が、自民党党本部で開催された男女共同参画勉強会に参加した後、自民党行政改革推進本部に別紙意見書を提出し、下記の議員に対し、要請行動を行いました(★は、日司連・日司政連と共に行動)。

記

萩原誠一議員(岡山)、広津素子議員(佐賀)、川条しか議員(大阪)、橋本岳議員(岡山)、藤野真紀子議員(愛知)、西本勝子議員(高知)、永岡桂子議員(茨城)、安井潤一郎議員(東京)、西野あきら議員(大阪)、松島みどり議員(東京)、★世耕弘成議員(和歌山)、★森山真弓議員(栃木)

なお、この問題に対する法務省の見解は以下のとおりです。

「司法書士と行政書士の試験では、商法や商業登記法についての知識、理解度をはかるレベルが全然違い、行政書士に代書以上の判断を必要とする事案を任せることは相応しくない事と、法務局という行政機関の監督機能がしっかりしている司法書士と、行政書士会内の監視しかできない点から内閣府の規制緩和の方針に反するとはいえ、両者に境界線を残すことは不可欠であるとの結論であり、今後もその方針で臨む」そして「行政書士、司法書士というレベルで議論すべきではなく、弁護士を頂点とした司法・法曹界全般での隣接法律家の総合的見直しをすべきである」(昨日、萩原誠司議員が、法務省民事局第2課横山司調係長に確認した見解)

全国司法書士女性会としては、司法書士二分化論に対応するため、後記の要領で、簡裁代理実践講座を開催することを決定しましたので、多くの方のご参加をお待ちしております。